

新型コロナウイルス感染症対応にかかる臨時警備業務仕様書

新型コロナウイルス感染症対応にかかる臨時警備業務(以下「臨時警備業務」という。)委託契約書第1条に規定する臨時警備業務仕様書は、次のとおりとする。受託者は、業務の遂行に当たり県立総合病院の特殊性を十分に認識し、この仕様書に示されていない事項で業務の性質上当然と思われる業務や軽微な業務についても、これを実施すること。

1. (目的)

受託者は、受託業務の遂行にあたっては関係諸法の定めに従うほか、新型コロナウイルス感染症を院内へ蔓延防止するため、来館者を經由して当院の患者および職員等への感染を防ぐとともに、甲の指示に基づき、施設内外の秩序の維持に努めなければならない。

2. (定義)

この仕様書でいう「チェックシート」および「有症状者」とは、次の各号に掲げるとおりである。

(1)チェックシート:別紙様式

(2)有症状者:

ア. 来館者のうち、チェックシートにて体温を37度5分以上の数値を記載した場合

イ. 来館者のうち、チェックシートにて自己申告により、咳・倦怠感・その他いつもと違う症状があると記載した場合

(3)県外への滞在歴:沖縄県以外の地域(日本国内および日本以外の地域を含む)への渡航履歴

3. (業務の範囲)

業務の範囲は以下のとおりとする

①警備業務 A

(1)警備時間 月曜日～日曜日
土日祝祭日及び県の休日を含む毎日

(2)警備人員

[配置場所 1]正面玄関

7:00～13:30(前半番) : 1人以上

13:30～20:00(後半番) : 1人以上

[配置場所 2]救急センター出入口

15:00～23:00(救急番) : 1人以上

②警備業務 B

(1)警備時間 土日祝祭日及び6月23日のみ

(2)警備人員

[配置場所]正面玄関

9:30～19:30(荷物預かり番) : 1人以上

正面玄関配置の警備員のみ、勤務体制は一日2交代制を基本とする。

休憩時間は業務に支障がない範囲内で本契約以外の他の警備員と連携を図りなが

らとるものとする。

仮眠時間はなしとする。

各警備員の勤務時間や緊急時交代要員を含めた総人数等について、業務を適切に行う上で支障があると甲が判断する場合には、受託者は変更するものとする。

(3) 対象施設及び範囲

・県立南部医療センター・こども医療センター建物内における来館者の管理

4. (臨時警備業務の内容)

受託者は、警備業務の実施に当たり、次の各号に掲げる事項を確認し、異常又は事故等の発生を発見したときは、臨機に適切な措置を講ずるとともに、必要に応じ速やかに病院側に報告するものとする。また、警備員は緊急対応時を除き、正面玄関または救急センター出入口において勤務すること。

警備員は当院職員および本契約以外の他の警備員と連携を取り、必要な場合は当院職員の応援を受けて臨時警備業務を行い、有症状者への対応については当院職員の指示に従い対処すること。

(1) 建物への入館管理業務

ア. 当院が指定するチェックシートを用い、来館者すべてにチェックシートを記載させる。

イ. 前項の結果、次に掲げる事項のいずれかに該当する者に対して新型コロナウイルス感染症拡大防止のため入館できない旨を宣告し、退去を促す。

【入館禁止の対象者】

- ① 来院の目的が当院の外来を受診する、もしくは一人で受診できない患者の付き添い、または現に入院している患者の付き添いではない者
- ② チェックシートにて「有症状者」と判定された来館者
- ③ 来院時から14日以内に県外への滞在歴がある者
- ④ チェックシートの記載を拒む者

(2) 館内での立哨警備および入院患者荷物預かり

①館内での異常の有無を注意深く見守り、本契約以外の他の警備員と連携を取りながら臨機応変に対応する。

②当院入院患者家族等が荷物を持参した場合は、病棟職員と連絡を取り、対応にあたる。また、当院入院患者荷物を患者家族等に引き渡す場合においても同様に対応にあたる。

5. (緊急事態発生時の体制・処置)

受託者は、緊急事態発生時に迅速に現場を支援する体制の構築に努めなくてはならない。

警備員は、火災、その他緊急事態が発生したときは、病院側及び関係機関に通報しなければならない。異状を認めた場合も同等の措置をとるものとする。

なお、いかなる状況下においても人命の保護を第一としなければならない。

6. (警備員の資格等)

受託者は、警備業法に規定する警備員の制限、同法に定める警備業務実施の基本原則を遵守し、事前に派遣する警備員名簿、履歴書(写真貼付)、健康診断書の写し及びその他必要書類を提出し、病院側の承認を得なければならない。

(1) 受託者が派遣する警備員は、誠実かつ健康な者で、年齢は契約日現在において25歳以上65歳以下の者を充てるものとする。但し、現に当院で引き続き1年以上警備業務に従事し、特に良好な業務実績が認められる者で、甲が承認した場合はこの限りではない。

(2) 警備員の服務規律

- ア. 常に規律を守り業務の遂行に万全を期すること。
- イ. 警備及び入館管理業務中は、制服、制帽、名札を着用すること。
- ウ. 応対は、親切丁寧に行うこと。
- エ. 守衛室には関係者以外のものを立ち入らせないこと。
- オ. 守衛室の内外は常に清潔にし、備付品を丁寧に扱うこと。
- カ. 警備員等の名札の着用については、甲が別に示す名札をつけさせ、その経費は乙の負担とする。

(3) 警備員の資格及び教育

- ア. 受託者は、新任現任に関わらず、派遣する警備員に対して、警備業法に基づく基本業務・当現場に関する業務教育及び接遇教育を実施しなければならない。

7. (警備従事者に関する責任)

受託者は、この受託業務に従事する警備従事者に関する労働関係法令上の一切の責任を負うものとする。

また、感染症予防のため当院が指示する予防接種等については、受託者の責任において、警備業務従事者に予防接種等を受けさせることとする。

8. (業務引継)

警備員は、業務時間中における事件、事故、その他必要な事項を次の勤務者に確実に引き継ぐとともに所定の事項を警備日誌に記載の上、病院側に提出して、その承認を受けなければならない。

警備員の病気等緊急の事情により、業務引継時に所定の警備人員に充たない場合、受託者は、この状況が解消されるまでの間、前のシフトに勤務する者の中から必要な人員を引き続き配置しなければならない。

9. (その他)

臨時警備業務について、本仕様書に疑義がある場合は、病院側の指示を受け対処するものとする。